

PROLOGUE

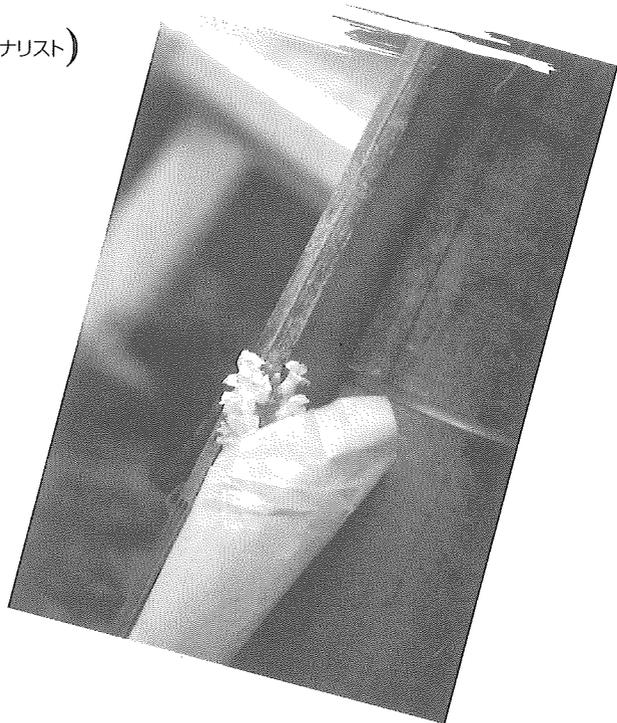
初公開! 〈部外秘〉人身事故損害賠償マニュアル

損害賠償額は 現場担当者の裁量で 算出される!?

「何も知らない多くの被害者は、最低ラインの提示額のまま、
示談に応じてしまっている」。

被害者必見! 人身事故の慰謝料にはこれだけの「範囲」があった。

柳原三佳 (ジャーナリスト)



わずか3カ月で 示談提示額が230万円アップ!?

「先週、X海上の課長代理と担当者から、3回目の示談額が提示されてきました。こちらは支払額の根拠を尋ねただけなんです。なんと、2回目に提示された428万円から、いきなり540万円にアップしたのです。いったいこれはどういうことなのでしょう? ちなみに、1回目に提示された金額は312万円でした。ここまでくると、もう、怒りを通り越して大笑いです。こちらが質問するたびに示談金を100万円ずつ上乘せしてくる損保会社に、家族や周りの人たちも、あきれいています」

そう語るのは、木村一雄さん(47歳・仮名)だ。

木村さんから送られてきたFAXを見ると、X海上から提示された「支払額」がコロコロ変わっていく様子が一目瞭然である。

- 2002年11月22日(第1回目提示) ……312万9900円
- 2003年2月3日(第2回目提示) ……428万143円(後遺障害逸失利益がアップ)
- 2003年2月25日(第3回目提示) ……540万5

慰謝料には幅がある

それにしても、なぜ損保会社の提示額は、このように簡単に変わっていくのだろうか。

イントロダクションでも少し触れたが、某損保会社の査定担当者が提供してくれた、対人事故の「損害賠償額認定基準」(部外秘)を紹介しよう。

このなかには、人身事故損害の各認定項目(逸失利益、慰謝料など)の計算方法や、支払い可能な金額の範囲、損害に対する考え方などが細かく記されている。ここでは、提供されたマニュアルのなかから、最も金額に格差の出やすい「慰謝料」の資料を公開する。

ちなみに、慰謝料には、①「自賠償保険の基準」、②「損保会社(任意保険)の独自基準」、③「弁護士会の基準」という3つの基準が存在するが、ここで紹介するのは、②の「損保会社の独自基準」である。

なお、情報提供者の立場を守るため、マニュアル中の「数字」には若干の修正を加え、会社が特定できないようにしているが、提供者によると、「この数字は、損保業界のなかでは比較的高めの水準。最近の業績悪化に伴っ

140万円(後遺障害逸失利益&後遺障害慰謝料&傷害慰謝料がいずれもアップ)

木村さんは1年前、横断歩道を青信号で横断中、左折車にはねられて、膝の骨折と打撲の傷害を負った。最近になって「症状固定」となり、後遺障害等級も12級と認定されたため、X海上のほうから「そろそろ示談を……」という話になっていたのだ。

木村さんは語る。

「私の所得証明も取らずに、勝手に計算された1回目の損害賠償計算書。このとき一緒に送られてきた文書は、すぐにでも署名捺印して返送しなさいという内容でした。おそらく大半の被害者は、これを読み、何の疑問も感じないまま、手続きを進めるでしょう。」

今回、自分が交通事故の被害者になって初めてわかりましたが、示談交渉において、日頃、法律に無縁な人々がどれだけ損保会社に丸めこまれているかを想像すると、恐ろしいものがあります。私は体験者として、損保会社という企業の存在の意味や、その倫理について問い質していきたいと思います」

木村さんは、示談書にまだ、署名捺印していないのだという。

て、さらに支払い基準を引き下げているところもある」とのことである。

それを踏まえたうえで、さっそく、マニュアルの中味を見ていくことにしよう。

①死亡事故の慰謝料

これは、交通事故遺族の精神的苦痛に対する補償のことで、被害者の年齢や立場(扶養者かどうかなど)によつて差がつけられている。マニュアルには以下のよう

に記されていた。

〈死亡慰謝料の範囲〉

・被害者が家計を支えている場合……1600万円〜2200万円

・被害者が6歳未満の幼児の場合……1100万円〜1800万円

・被害者が60歳以上の高齢者の場合……1100万円〜1800万円

・上記以外の被害者の場合……1400万円〜2000万円

表② 損保提示額と裁判所認定額との比較実例 Aさんのケース

損保提示損害項目	損保提示額	弁護士作成請求項目	請求額	裁判所認定額
(提示なし)	0	治療費	8,478,611	8,478,611
(提示なし)	0	診断書作成費等	56,490	56,490
看護料	1,614,000	付添費	1,614,000	0
入院雑費	349,700	入院雑費	403,500	351,000
通院交通費	432,120	通院交通費	432,120	432,120
休業補償	15,540,898	休業損害	5,540,898	5,540,898
(提示なし)	0	退職金減額損害	5,469,210	4,460,250
逸失利益	42,350,886	逸失利益	57,250,201	39,866,992
介護料	13,645,890	将来の介護料	60,132,385	35,104,160
(提示なし)	0	将来の介護雑費		6,266,262
傷害慰謝料	3,000,000	入通院慰謝料	3,300,000	3,300,000
後遺障害慰謝料	26,000,000	後遺症慰謝料	30,000,000	26,000,000
(提示なし)	0	近親者慰謝料	6,000,000	2,000,000
ア、小計	102,933,494	①小計	188,677,415	141,856,783
イ、過失相殺25%	-25,733,373	②過失相殺額20%	0	28,371,357
ウ、合計賠償額	77,200,121	③過失相殺後金額		113,485,426
エ、既払額	-17,971,457	④損害の補填	47,971,457	47,971,457
(なし)		⑤弁護士費用	14,800,000	6,560,000
オ、今回支払額	59,228,664	⑥合計	192,712,700	72,073,969
(なし)		⑦確定遅延損害金	6,357,000	6,357,000
(なし)		⑧遅延損害金		24,573,980
カ、損保讓歩金額	65,000,000	⑨賠償金総額		150,976,856

(過失20%)

「介護が必要な重度後遺障害事案での「示談」は要注意

しかし、100万円ずつのアップくらいで驚いてはいけない。前出の木村さんの場合は、1級から14級まである後遺障害等級のなかの12級。後遺障害のなかでは、比較的軽い障害だった。しかし、実際には、障害の程度が重くなればなるほど、損保会社の提示額と最終決定額との格差は大きくなり、まさに「ケタ」が違ってくる場合も多々あるのだ。

表②を見てほしい。これは、「交通事故後遺障害者家族の会」から提供された、ある事故の損保提示額と裁判所認定額の比較表である。

この事故の判例については、『自動車保険ジャーナル』にも掲載されているのだが、当初、損保会社（東京海上火災保険株式会社）が提示した6500万円の賠償額に対して、千葉地方裁判所は事故から6年後、結果的に約1億5000万円の賠償額を認めている。つまり、約9000万円のアップということである。

この事故の被害者は、事故当時55歳の男性会社員・Aさんである。Aさんは、平成8年1月3日午後7時15分

頃、2車線道路を横断歩行中、センターライン付近で乗用車に轢かれ、脳挫傷、脳内出血などの重傷を負った。その後、高次脳機能障害や精神障害が残り、併合1級の後遺障害認定を受けていた。退院後は、寝たきりではないものの、徘徊や失禁などの症状が残り、近親者による随時介護と常時看視が必要な状況になったという。

裁判所は今回の判決のなかで、こうした症状のある高次脳機能障害者の介護は、寝たきりの患者と比べても「楽とはいえない」という判断を下し、近親者の介護料を1日当たり6000円（年間261日分）、さらに「週2回の割合で職業介護人の費用が必要」とし、合わせて年額約296万円を、妻が70歳になるまで認めただった。

比較表をじっくり見ると、もともと損保会社が提示していなかった損害項目を、被害者側の弁護士が細かくピックアップして請求していることがわかる。その結果、将来の介護料などがかなり高額になっているのだ。これは、被害者側が交通事故で被った現状を積極的に訴え、具体的に請求しなければ、認められない損害といえるだろう。

「交通事故後遺障害者家族の会」の代表を務める北原浩

表③ 損保提示額と裁判所認定額との比較実例 Bさんのケース

損害内容	損保査定額	損害項目	裁判所認定額
1, 治療費	1,624,324	1, 治療費	1,624,324
2, 諸経費	251,900	入院雑費	343,500
3, 看護料	672,000	介護料(固定前)	4,691,387
4, 通院費	63,000	通院交通費	572,410
5, 休業損害	2,740,000	休業損害	6,944,012
6, 傷害の慰謝料	2,050,000	入通院慰謝料	4,000,000
(総損害額)	7,401,224	(小計)	18,175,633
過失相殺額	2,220,367		
既払額	2,781,982		
支払額	2,398,875		
1, 後遺障害	33,230,000	後遺障害慰謝料	32,000,000
2, 将来の看護料	8,100,000	介護料(固定後)	38,716,663
		逸失利益	30,153,492
		住宅改造費	6,720,000
(総損害額)	41,330,000	(小計)	107,590,155
過失相殺額30%	12,399,000	①(損害総額)	125,765,788
(計算支払額)	28,931,000		
支払額(自賠償)	30,000,000	②過失相殺5%	6,288,289
		③損益相殺(自賠3000万円含)	33,981,982
		(小計)	40,270,271
合計支払額	2,398,875	(差引額)	85,495,517
		④弁護士費用	9,000,000
		⑤確定遅延損害金	3,965,753
		⑥最終支払額	98,461,270
		⑦近親者慰謝料	5,800,000
		⑧遅延損害金(金利)	19,006,000
		今回支払賠償金総額	123,267,270
		入通院慰謝料	4,000,000
後遺障害慰謝料	32,000,000		
近親者慰謝料	5,800,000		
(慰謝料総額)	41,800,000		

「さんは、こう語る。

「損保会社の示談提示額が、被害者の実態を無視した非常に低いものであることは、見てのとおりです。これを鵜呑みにして示談をしよう、被害者とその家族の後の人生は、大変悲惨なものになってしまいます。ですから、簡単には示談に応じず、交通事故に詳しい弁護士に相談し、最新の判例をもとに検討したうえで、正当な損害賠償が受けられるよう、しっかりと主張していくべきでしょう」

ただし、その「弁護士選び」がなかなか大変なのだ。北原代表は言う。つまり、弁護士のレベルには、かなりのバラつきがあることを承知しておかなければならないのだ。

「ちなみに、この事件の場合、当初、被害者側が依頼した2人の弁護士が、『東京海上の提示した6500万円はよい数字だから、受け入れるように』と言って、示談を勧めていたのです。その理由は、介護料の日額が、3000円から4000円に増額されたからということでした。裁判を起こせば6000円が認められるのに、損保の提示した日額4000円を『よい数字』と評価する弁護士がいることに、私はとても驚きました。1日200

0円の差でも、トータルすればどのくらいの格差になるでしょうか……。結局、本件の被害者は、このふたりの弁護士をすぐに解任し、別の弁護士に依頼したので、低い金額で泣き寝入りせず済んだというわけだ」

**3200万円の提示額が、
裁判で1億5700万円にアップ!**

次に表③を見てみよう。これも同じく、「交通事故後遺障害者家族の会」から提供された、損保提示額と裁判所認定額の比較表である。

被害者は事故当時60歳の主婦・Bさん。原付バイク乗車中に車と衝突する事故に遭い、頭を強打。高次脳機能障害などの後遺症が残ったため、後遺障害等級は併合1級と認定された。

当初、加害者側の損保であるJA共済が被害者に提示してきた査定額は、約3200万円。結果的に判決で認められた賠償額は、約1億5700万円。なんと、1億2000万円以上の格差が出たというケースである。

北原代表は語る。

「当初、損保側(JA共済)は、被害者のほうに8割の重過失があると主張していました。そして賠償額は、当

時の自賠償保険の限度額3000万円(後遺障害)を被害者に回せるようにうまくつじつま合わせをして、約3200万円の提示をしてきました。厳密に言うると、3200万円のはとんどが自賠償保険から支払われるということになり、JA共済の持ち出しは皆無に近いという計算です。しかし、納得できなかった被害者側が、Aさんと同じように、交通事故に詳しい弁護士に依頼し、独自に現場調査を行なった結果、過失割合がまったく逆であつたことが判明したのです」

その後、被害者側は民事裁判を起こし、事故の状況が間違っていることや介護の実態などをこと細かに主張

結果的に判決では、被害者の過失を5%と認定し、介護費用については、家族介護料として日額6000円、職業介護人介護料として8566円(地方のため、都会よりは低額)が認められた。また、この判決では、各種慰謝料の総額が4000万円を超えたことも、画期的だといえるだろう。

「損保会社は、自賠償と任意保険を合わせた一括払い方式をとっているのです、被害者の後遺障害等級が認定されても、すぐに自賠償保険金を払おうとはしません。示談のときには、自賠償保険金と合わせて、見かけ上、多額

の賠償金を支払ってやるという態度をとってきます。そして、資金的に行き詰まった被害者を兵糧攻めにし、示談の承諾に追い込むのです。そういうことにならないように、被害者はまず自分で自賠償に請求し、自賠償保険金だけは早めに受け取っておくべきでしょう(北原代表)

とにかく、どんな被害に遭つたとしても、ただ「受け身」で構えているだけではいけない。損保会社の提示してきた過失割合は適正なものかどうか? 損害項目に漏れはないか? それぞれの金額の根拠はどこにあるのか? 示談書にサインする前に、ひとつひとつ確認することが大切だろう。

「交通事故後遺障害者家族の会」が作成した『被害者のための「交通事故解決法」』という小冊子のなかには、こんな一文が掲載されている。

「損保会社は慈善事業をしているわけではなく、儲けを出す立場です。被害者に支払うべき賠償額をできるかぎり節約しようとし、プロとして上手に丁寧に親切に対応して、被害者に『ハンコを押させる』のです。被害者の立場に立った場合は、決してあきらめてはいけません。損害賠償は正々堂々と取り戻せるものであり、取り戻すべきものであるからです」